

「県民の森」森林整備に係る協定書

(目的)

第1 この協定は、県民の森の森林整備に資するとともに、県民の森を核とした地域の交流を促進するため、長野県知事 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) とが、相互の連携・協力により、本協定に基づく活動を円滑に遂行することを目的として締結する。

(協定の対象)

第2 協定の対象となる県民の森は、下記のとおりとする。

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 面積 ha

(全体活動計画)

第3 乙は、「県民の森における企業等による森林整備推進要領」(以下「森林整備推進要領」という。) 第6第1項(1)に基づく「全体活動計画書」を作成し、あらかじめ当該県民の森を管轄する地域振興局長(以下「局長」という。)に提出し、調整を行うものとする。

(活動の実施)

第4 乙は、前項の計画に沿い万全の注意と善良な管理に心がけて、下記により活動を実施するものとする。

また、活動の実施にあたっては、企業名及び活動内容等を明記した看板を設置するものとする。

- (1) 乙は、毎年度の活動の実施にあたって、「森林整備推進要領」第6第1項(2)に基づく「年間活動計画書」を作成し、あらかじめ局長に提出し、調整を行うものとする。また、年度途中で活動内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ局長に連絡し、調整を行い、必要に応じて「年間活動変更計画書」を提出するものとする。
- (2) 乙は、毎年度の活動実績について、「森林整備推進要領」第6第1項(3)に基づく「年間活動実績報告書」により活動終了後、局長に速やかに報告するものとする。
- (3) 局長は、乙から「年間活動実績報告書」を受理したときは必要により現地を確認するものとする。
- (4) 乙は、使用の中止、使用期間の満了または協定の破棄等により使用を終了したときには、「森林整備推進要領」第6第1項(4)に基づく「県民の森森林整備終了届」を局長に提出し確認を受けるものとする。

(活動の際の連絡調整)

第5 乙は、県民の森で活動を行う場合は、その都度、事前に当日の責任者名、参加者数、活動内容、期間等を局長に連絡し、必要な調整を行うものとする。

また、乙は、責任者に活動参加者名簿を携行させるものとする。

(安全確保等の措置)

第6 乙は、活動参加者の安全に対し、責任をもって確保するとともに、事故防止等のため、次の措置を講ずるものとする。なお、活動に伴い発生した事故について甲は一切の責任を負わないものとする。

- (1) 活動の実施の都度、実施場所毎に責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時等の緊急措置及び事後措置について万全を期すること。
- (2) 万一、活動に伴い事故が発生し、活動参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ活動参加者に対し明示するとともに、活動参加者を傷害保険等へ加入させること。
- (3) 万一、活動に伴い事故が発生した場合、乙は局長に速やかに連絡するものとする。

(活動経費の負担)

第7 活動の実施に要する経費は、乙が負担するものとする。

(立木竹等の所有権等の権利)

第8 乙は、植栽、保育等の作業により生じるいかなる権利も有しないものとする。

(法令の遵守)

第9 乙は、活動の対象となる県民の森に係る法令等の規定を遵守するものとする。

(山火事防止等の措置)

第10 乙は、活動に際し、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 乙は、活動参加者に対して、焚き火の禁止及びたばこの投げ捨て禁止等火の始末の注意を呼びかけ、山火事の防止に万全を期すとともに、万一、山火事が発生した場合には、すぐに甲及び局長、消防関係機関等に連絡するものとする。
- (2) 乙は、活動参加者に対して、活動に伴うゴミは持ち帰るよう指導するとともに、活動区域及びその周辺における環境美化に努めるものとする。
- (3) 乙は、活動区域内に希少動植物が生息・生育する場合は、その保護に万全を期すものとする。
- (4) 活動区域への入林は原則として徒歩で車道、歩道を通行するものとする。
- (5) 乙は、活動の実施にあたり県民の森巡視員の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第11 乙は、その帰すべき事由により、立木竹、その他の県有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

(活動の円滑な実施への協力)

第12 甲及び局長は、活動が円滑に実施されるよう、活動の開始にあたっての現地案内・説明、活動計画の策定にあたっての助言等の協力を行うとともに、活動区域を適切に管理するものとする。

(協定の破棄)

第 13 甲は、次の各号に該当する場合は、この協定を破棄することができるものとする。
ただし、甲は事前に乙に通知するものとする。

- (1) 法令等に違反する行為があった場合
- (2) 区域の全部又は一部を公共用、公用又は公益的事業の用に供する必要性が生じた場合
- (3) 県民の森の管理・運営に支障を及ぼすものと認められる場合
- (4) 活動目的以外の使用、その他活動計画内容に反する行為があった場合
- (5) その他必要性が生じた場合

2 乙は協定の破棄により損失を生じても、甲にこれを請求しないものとする。

(協定の有効期間)

第 14 この協定は、平成 年 月 日から平成 年 月 日まで効力を有するものとする。

ただし、乙から活動の継続の申し出があり、甲がこれを認める場合は更新できるものとする。

(その他必要と認められる事項)

第 15 この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

平成 年 月 日

甲 長野県知事

印

乙 住所
企業名
氏名

印